

## 高円寺学園 いじめ防止基本方針

### 1 基本方針策定の意義

いじめの問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようになることが重要である。

高円寺学園いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、生徒指導提要（R4.12改訂）、東京都いじめ防止対策推進条例、杉並区いじめ防止対策推進基本方針等に基づき、学園におけるいじめ問題を克服し、一人一人の児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、学園、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

### 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(つまり本人が「いじめられている」という訴えがあれば、それはいじめと認定する。)

### 3 いじめについての本学園の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長期にわたり深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒はいじめを行ってはならない。

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、学園は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

### 4 学園における取組

#### (1) 学園いじめ防止基本方針の策定

本学園では、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣）」「生徒指導提要（R4.12改訂）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」を受け、本学園の実情に応じ、本基本方針を定める。

#### (2) 組織等の設置

①学園は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織「高円寺学園いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」）を置く。

- ・「委員会」は、学園長、副学園長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーが小中それぞれに構成する。
- ・「委員会」は、日頃から支援の必要な児童・生徒の状況、児童・生徒の様子に関する情報収集を含め、概ね月1回の開催を目安とする。
- ・臨時委員会の開催の際には、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや警察関係者を加える。

②重大事態が発生した場合には、学園は当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を組織的に行い、児童・生徒への聞き取りは複数で行うことを原則とする。

### (3) 学園におけるいじめ防止等に関する取り組み

「未然防止」「早期発見」「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

#### **未然防止**

- ・校内研修の充実、管理職からのいじめに関する資料や情報の提供等を通じて、教職員のいじめ防止に対する意識を高めるとともに、その資質を向上させる。
- ・道徳教育（要としての道徳科）及び人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、いじめに向かわない態度、能力を育成する。（共感的な人間関係の構築、児童・生徒の自己指導力の育成）
- ・スクールカウンセラーによる面接（小学部5年生・中学部7年生全員対象）を実施し、必要に応じて、教員、管理職等による面接を実施する。
- ・児童会・生徒会が中心となり、小中連携していじめ問題について考え、議論する等のいじめの未然防止に関する活動を行う。

#### **早期発見**

- ・学期ごとにアンケート調査を行い、いじめの実態の早期把握に努めるとともに、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整備していく。（年3回の調査、アンケートは3年保存）
- ・スクールカウンセラーとも連携しながら、教職員全体でいじめに関する情報を共有していく。

#### **早期対応**

- ・いじめが発覚した場合は、「委員会」を中心として組織的に迅速に対応する。
- ・当該児童・生徒が落ち着いて学校生活を過ごせるよう、教育的配慮の下、丁寧に対応する。
- ・逐次、保護者に状況や指導の過程を報告する。
- ・教育SATやスクールソーシャルワーカー等、関係機関、専門機関と連携して対応する。
- ・いじめの解消の判断は、少なくとも3か月以上の経過観察をもって行い、卒業まで注意深く見守っていく。
- ・いじめに関する記録は、卒業・転学等後、3年間保存とする。

#### **重大事態への対処**

- ・当該児童・生徒の安全を最優先に確保する。
- ・教育SATやスクールソーシャルワーカー等、関係機関、専門機関と連携して対応する。
- ・重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案においては、警察へ相談・通報を行い、警察と連携して対応する。